町田市資源循環型施設整備事業 「環境影響評価書案」 あらまし



平成28年3月

町田市

事業の目的

町田市では、昭和 57 年に既存の町田リサイクル文化センターが稼働し、ごみ処理を進めてきましたが、30 年以上が経過し老朽化が進んでおり、新たなごみの資源化施設の整備が喫緊の課題となっています。

本事業は既存の町田リサイクル文化センターの清掃工場の建替えを行うものです。新たな施設は、町田市で発生する一般廃棄物(ごみ)のうち、燃やせるごみ(可燃ごみ)を処理する「熱回収施設(焼却施設)」、燃やせないごみ(不燃ごみ)と粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理施設」、可燃ごみ中の有機性ごみ(生ごみ等)を選別し、微生物の働きによりメタンガスを発生(発酵)させ、バイオマスエネルギーを回収する「バイオガス化施設」の設置を計画しています。

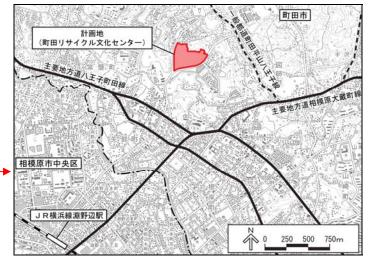
環境負荷の低減化のみならず、循環型社会の構築に向けた再生可能エネルギーの回収に寄与する施設とします。

計画地の位置

計画地は、町田市の北西部に位置しており、南側に主要地方道八王子町田線及び相模原大蔵町線、北側に一般都道町田平山八王子線が通っています。最寄り駅は、計画地の南西側約2.4kmに位置しているJR横浜線淵野辺駅です。



【計画地位置図】



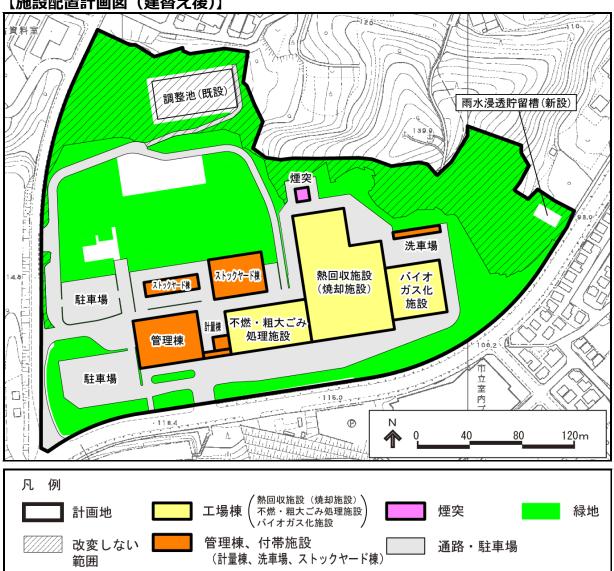
事業の概要

本事業は、既存の管理棟等を撤去し、熱回収施設(焼却施設)、不燃・粗大ごみ処理施設、バイオガス化施設等を設置します。

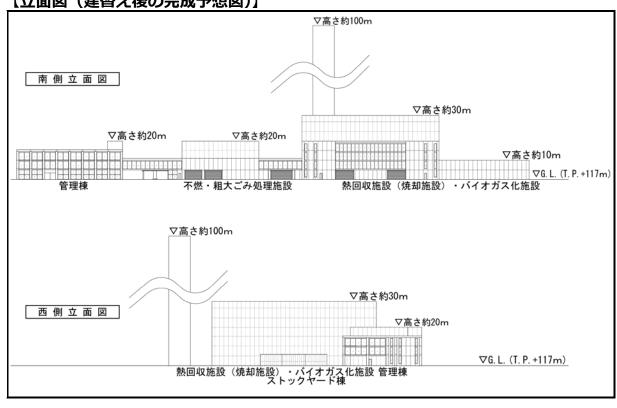
【対象事業の概要】

	項	目		内容
所	在		地	東京都町田市下小山田町 3160 番地
敷	地	面	積	約 78,000m²
建	築	面	積	約 13,000m²
処	理対	象	物	一般廃棄物(ごみ)のうち、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ
処	理	能	カ	熱回収施設(焼却施設) : 258t/日(129t/日・炉×2基) 不燃・粗大ごみ処理施設 : 47t/日 バイオガス化施設 : 50t/日
最	高	高	7	工場棟:約 30m 管理棟:約 20m 煙突:約 100m
エ	事予定	包 期	間	平成 29 年 7 月 (既存管理棟等解体工事から開始予定) ~平成 35 年 12 月
供	用開如	台予	河	平成 33 年 7 月

【施設配置計画図(建替え後)】

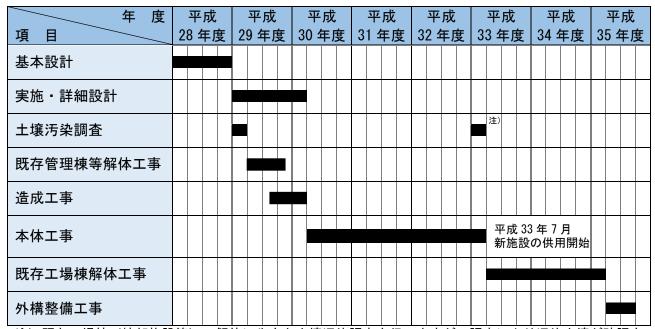


【立面図(建替え後の完成予想図)】



■ 建替事業の工程

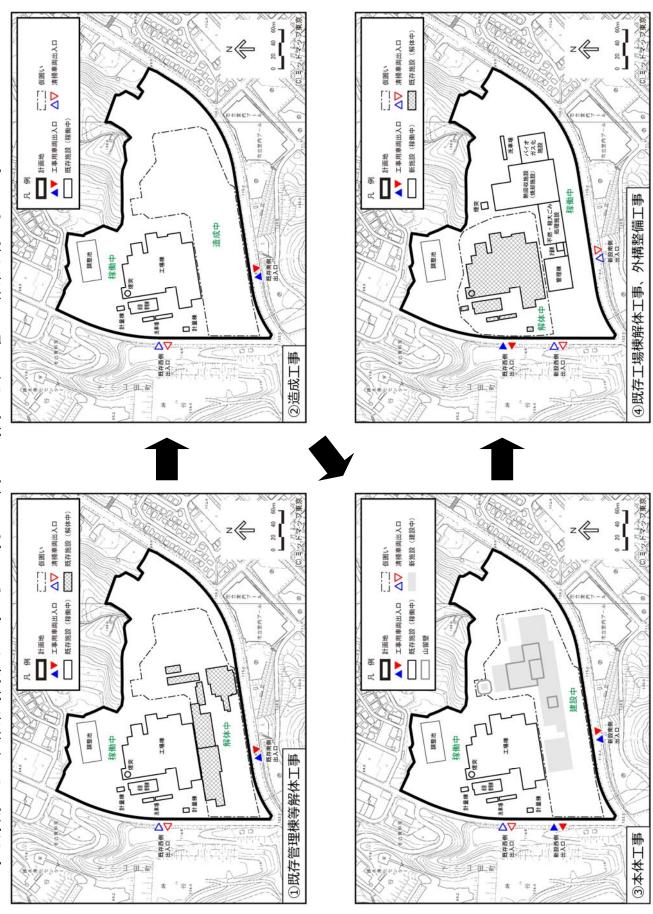
新施設の建設工事は平成29年度に着手し、試運転等を経て、平成33年度に供用を開始する計画です。また、新施設の供用開始後に、既存工場棟の解体工事(約2年間)、外構整備工事(約半年)を行う計画です。



注)既存工場棟(焼却施設等)の解体に先立ち土壌汚染調査を行いますが、調査により汚染土壌が確認された場合は必要な対策を実施するため、その後に行う既存工場棟解体工事及び外構整備工事の着手時期及び終了時期が変更する可能性があります。

■ 施工計画

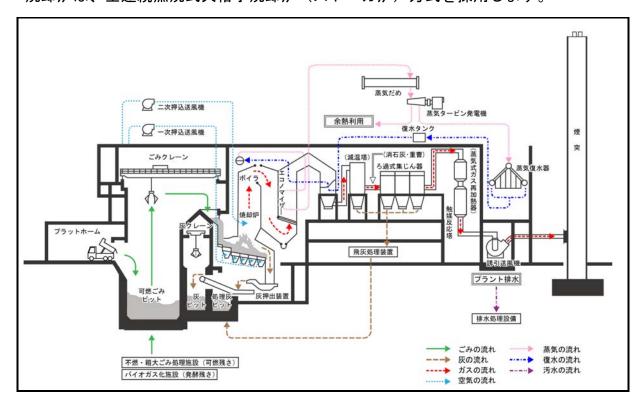
日曜日の作業は行いません。 工事は原則として、作業時間帯は8時から17時までの間の8時間とし、



処理施設の流れ

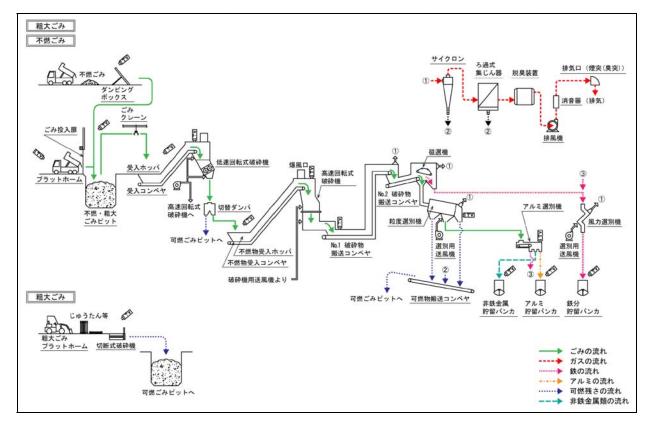
■ 燃やせるごみの処理施設(熱回収施設(焼却施設))

焼却炉は、全連続燃焼式火格子焼却炉(ストーカ炉)方式を採用します。



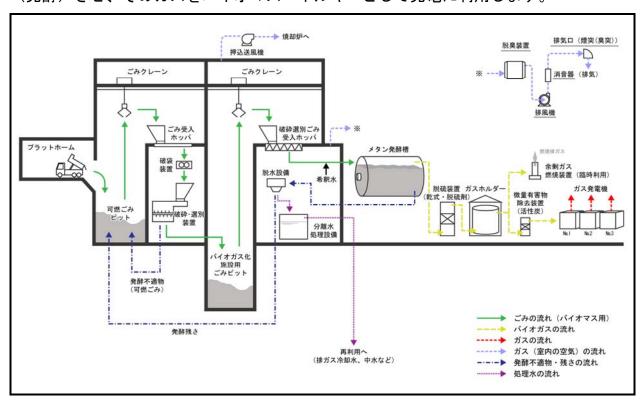
■ 不燃ごみと粗大ごみの処理施設

燃やせないごみと粗大ごみの処理施設です。鉄・アルミ等の有価物を選別し、資源化します。選別したときに出てきた燃やせるごみ(可燃残さ)は、可燃ごみとして処理をします。



■ 生ごみ等の処理施設(バイオガス化施設)

可燃ごみ中の有機性ごみ(生ごみ等)を選別し、微生物の働きによりメタンガスを発生 (発酵) させ、そのガスをバイオマスエネルギーとして発電に利用します。



環境保全計画

■ 排ガス処理計画

排ガス中のばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物及びダイオキシン類等を除去装置等で清浄化することにより、「大気汚染防止法」等に定める国の基準よりも厳しい 自主規制値を遵守します。

【排ガス濃度の自主規制値】

物質	自主規制値	国の基準
ばいじん	0.005g/m³N以下	0.04g/m³N以下
塩化水素	10ppm 以下	430ppm 以下
硫黄酸化物	10ppm 以下	580ppm 程度(K 値=6.42) ^{注2)}
窒素酸化物	30ppm 以下	250ppm 以下
ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m³N以下	0.1ng-TEQ/m³N以下
水銀	0.03mg/m³N以下	規制値なし

注 1)自主規制値は、酸素濃度 12%換算値です。

■ 排水処理計画

熱回収施設等の排水は、施設内の排水処理設備において、排水の水質に応じて生物処理、凝集沈殿処理及び砂ろ過処理等を行い、「町田市下水道条例」等に定める排除基準値以下に処理し、できるだけ施設内での再利用を図ります。排水処理後の余剰水は、公共下水道に放流します。

また、生活系排水(工場棟の便所、洗面所等からの排水)は、直接公共下水道へ放流します。

注 2)硫黄酸化物の規制値は、煙突高さと排出ガス量等によるため、煙突高さを 100mとして試算しています。

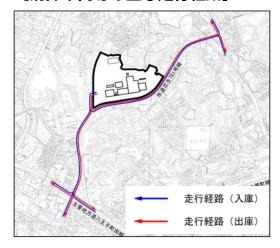
■ 騒音・振動・悪臭対策

騒音については低騒音型ポンプ及びファン等の採用、振動については必要に応じて防振ゴム等の採用、悪臭についてはエアカーテン及び耐候性、気密性、水密性の高い扉等の採用により、できる限り環境負荷の低減に努め、騒音・振動・悪臭の規制基準を遵守します。

■ 清掃車両等の計画

ごみ等の	原則として月曜日から土曜日の	
搬出入	概ね 8 時から 17 時まで	
走行経路	現状と同様	
土仁八米	約 600 台/日	
走行台数	(現状と同程度)	

【清掃車両等の主な走行経路】



環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、対象事業の内容から環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出し、地域の概況を勘案して、14項目を選定しました。

環境影響評価		エ事の施行中]	工事の完了後		
現境影音計画の項目	施設の	建設機械	工事用車両	施設の	施設の	清掃車両
の項目	建設等	の稼働	の走行	存在	稼働	の走行
大 気 汚 染		•	•		•	•
悪臭					•	
騒音•振動		•			•	•
土壌汚染					•	
地盤						
水 循 環						
地形・地質						
生物・生態系				•		
日 影				•		
電波障害						
景 観				•		
自然との触れ						
合い活動の場						
廃棄物	•					
温室効果ガス					•	

注) ●印は、環境影響評価を行う項目です。

環境影響評価の概要

1. 大気汚染

	ハメバル木	
	評価の結果	環境保全のための措置
工事の施行中	【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とも、最大 着地濃度出現地点での将来濃度(予測結果) は環境基準を満足しています。 【工事用車両の走行に伴う排出ガス】 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とも、市道 忠生781号線沿いの3地点における将来濃度 (予測結果)は環境基準を満足しています。 工事用車両の走行に伴う寄与率は、二酸化窒 素は0.5~1.8%、浮遊粒子状物質では0.1% です。	●計画的かつ効率的な工事工程を検討します。 ●排出ガス対策型建設機械の使用に努めます。 ●施工区域周囲に鋼製仮囲いを設置します。 ●解体工事・造成工事の際は、粉じんの飛散防止対策を実施します。 ●工事用車両の走行経路を周知・徹底します。 ●アイドリングストップを周知・徹底します。
工事の完了後	【施設の稼働に伴う排出ガス】 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、 ダイオキシン類、塩化水素、水銀について、最 大着地濃度地点における将来濃度(予測結果) は、環境基準等を満足しています。 なお、短期高濃度(1 時間)においても、全 ての項目で環境基準等を満足しています。 【清掃車両の走行に伴う排出ガス】 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とも、市道忠 生 781 号線沿いの 3 地点における将来濃度(予 測結果)は環境基準を満足しています。	●排出ガス中の汚染物質を除去装置等で 清浄化して排出します。●国の基準よりも厳しい排出ガス濃度の 自主規制値を設定し、適切な運転・管理 等により、自主規制値を遵守します。●アイドリングストップを周知・徹底します。

【大気汚染物質の予測結果 (長期平均濃度)】

区分	影響要因	予測項目	単位	予測地点 (最大着地濃度出現地点)	予測結果	環境基 準等
	建設機械の	二酸化窒素	ppm		0. 037	0.06
工事の	稼働	浮遊粒子状物質	${\sf mg/m^3}$	計画地南側敷地境界	0. 051	0. 10
施行中	工事用車両	二酸化窒素	ppm	道路端	0. 030	0.06
	の走行	浮遊粒子状物質	${\sf mg/m^3}$	担 始编	0. 048	0. 10
		二酸化窒素	ppm	計画地南側敷地境界	0. 027	0.06
	佐乳の投係	浮遊粒子状物質	${\sf mg/m^3}$	から約 200mの地点	0. 046	0. 10
		二酸化硫黄	ppm		0. 003	0. 04
工事の	施設の稼働	ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	計画地南側敷地境界	0. 018020	0.6
完了後		塩化水素	ppm	から約 650mの地点	0. 001020	0. 02
		水銀	μ g/m 3		0. 001359	0. 04
	清掃車両の	二酸化窒素	ppm	`苦 吹 !!!	0. 030	0.06
	走行	浮遊粒子状物質	${\sf mg/m^3}$	道路端	0. 048	0. 10

2. 悪 臭

_	•		
		評価の結果	環境保全のための措置
	工事の完了後	熱回収施設(焼却施設)の排ガス排気口(煙突)の臭気排出強度は、「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)の規制基準を満足しています。また、臭気指数は、敷地境界で10未満であり、「悪臭防止法」及び「環境確保条例」の規制基準を満足しています。	●炉稼働中のごみピット等から発生する 臭気は、燃焼用空気として焼却炉に取入れ、臭気成分を焼却により分解して「煙突」から排出します。 ●炉停止中のごみピット等から発生する 臭気は、脱臭装置で脱臭した後に、高した 約100mの「煙突(臭突)」から排気 エアカ っ。 ●プラットホームの車両出入口にはエアカ ーテン及び、扉またはシャッターを設け て、臭気が外部に漏れない構造とします。

3. 騒音・振動

評価の結果 環境保全のための措置 【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】 計画的かつ効率的な工事工程を検討します。 建設作業騒音レベル及び建設作業振動レベ ●最新の低騒音型・低振動型の建設機械の ルとも、解体工事期間中に予測結果が最大レ 使用に努めます。 ベルとなりますが、規制基準を満足していま ●施工区域周囲に鋼製仮囲いを設置しま す。 エ 【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 ●解体工事の際は、必要に応じて周囲に防 事 音パネル等を設置します。 市道忠生 781 号線沿いでの工事用車両の走 0 施 行に伴う騒音レベル及び振動レベルの増加分 ●低騒音工法及び低振動工法を選択します。 行 は 1dB 未満から 1dB でした。 ●工事用車両の走行経路を周知・徹底します。 ●アイドリングストップを周知・徹底します。 ●環境保全のための措置の内容を工事関係 者に周知・徹底します。 ●工事の状況等を伝えるため、週間工程看 板等を設置します。 【施設の稼働に伴う騒音・振動】 ●設備機器は、原則として屋内に設置します。 施設の稼動に伴う騒音レベル及び振動レベ ●騒音レベルの大きい設備機器を配置する ルの最大値出現地点は、計画地南側敷地境界 部屋の周囲の壁に吸音材を取り付ける等 となりますが、騒音レベル及び振動レベルと の騒音対策を実施します。 もに全ての時間帯において規制基準を満足し ●屋外に設置する設備機器の周囲には、防 事 ています。 音壁を設置する等の対策を実施します。 Ó 【清掃車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 ●振動の発生するおそれのある設備機器に 完 市道忠生 781 号線沿いの 3 地点で調査を行 は、必要に応じて防振ゴムを設置します。 ●アイドリングストップを周知・徹底します。 いましたが、騒音レベルは現況で環境基準を 超える地点がありました。車両台数は、現在 と同程度の 600 台として予測していますの

単位: dB

単位: dB

【騒音の予測結果】

区分	影響要因		予測結果	規制基準等
工事の	建設機械の 稼働	65~78		80~85
施行中	工事用車両	昼間	65~67	60~65
	の走行		(現況 64~66)	〈環境基準〉
	施設の稼働	朝	32~36	45 ~ 55
		昼間	33~40	50 ~ 60
工事の		タ	32~36	45 ~ 55
完了後		夜間	32~36	45 ~ 50
	清掃車両の	日田	64~66	60~65
	走行	昼間	(現況:64~66)	〈環境基準〉

で、清掃車両に伴う騒音レベル及び振動レベ

ルは現況と同程度となります。

【振動の予測結果】

区分	影響要因	予測結果		規制基準等
工事の	建設機械の 稼働	55~68		70~75
施行中	工事用車両	昼間	39~47	60~65
	の走行	夜間	36~42	55 ~ 60
	佐凯の辞制	昼間	42~59	65
エ事の	施設の稼働	夜間	30~49	60
完了後	清掃車両の 走行	昼間	38~47	60~65

◇ 騒音のめやす 80dB 地下鉄の車内(窓を開けたとき) 70dB 騒々しい事務所 60dB 普通の会話 50dB 静かな事務所 40dB 図書館 30dB ささやき声

※東京の環境 2011 を基に作成

◇ 振動のめやす						
70dB	大勢の人に感じる程度で、 戸、障子がわずかに動く					
60dB 静止している人だけ感じる						
50dB 人体に感じない程度						

4. 土壌汚染

	評価の結果	環境保全のための措置
工事の施行中	新施設の建築範囲を中心に設定した調査地点では、「土壌汚染対策法」等の基準をすべて満足していました。また、地下水の調査結果も、すべての調査地点で基準を満足していました。既存の工場棟解体工事に際しては、今後、調査を実施し、汚染が確認された場合は適切に対策を講じます。	●既存施設の解体に先立ち、土壌汚染状況調査等を行い、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準等を超えていると認めら調査場合には、適切に対策を講じ、事後調査報告書において報告します。 ●確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合、運搬車両にシート掛け等を行いい、シスをではいる。また、ダイオトシン類における汚染が確認された場合、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、適切に処理します。
工事の完了後	灰等の飛散防止対策及び工場排水の漏洩防止対策を十分に行い、また、焼却施設の排ガスの自主規制値を遵守し有害物質の拡散を防止することから、施設の稼動に伴う汚染を生じさせるおそれはないと予測します。	●工場棟等の最下階となる構造物については堅牢な構造とし、有害物質の漏出対策を講じます。 ●灰等の運搬にあたっては、密閉式で灰等が飛散しない構造の運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込みます。 ●工場排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流します。

5.	地盤 6. 水循環	
	評価の結果	環境保全のための措置
工事の施行中	工事中は、掘削部周囲に変形しづらい山留壁を構築し、山留支保工としてアース引きに、山留壁の背面をケーブル等で引きによる)を採用します。そのため、掘削工事にはう山留壁の変形による地盤の変形の程度は外さいものと予測されることから、周辺の建築を及ぼさないものと考えます。 は、揚水量も最小限とすることかいさいものと考えます。 は、場水量も最小限とすることがいいものと考えます。 は留壁を構築すると、地下水の流れを阻害すると、地下水の流れを阻害するとがら、地下水の水位及び流況に著るととがら、地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないものと考えます。	 ●掘削部及びその周辺の地盤の崩壊を防止するため、掘削部周囲に剛性の高い山留壁を構築します。 ●山留壁の変形を最小限に抑え、計画地周辺の地盤変形を防止するため、山留支保工としてアースアンカー工法を用います。 ●可燃ごみピットにおいては、地下水の湧出を抑えるため、遮水壁であるソイルセメント壁(SMW)工法を採用します。 ●揚水に伴う地下水の水位低下を防止とし、また、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水は遮水壁に囲まれた内部といる場外である。
工事の完了後	地下水の流れを阻害する地下構造物及び山留壁を設置する範囲を最小限とするでとに流いるの影響のおそれは小さいものと考えます。本事業では、既存の調整池を活用する他、雨水浸透貯留槽及び浸透トレンチ(南水浸透貯留槽及び浸透り、「特定都市河川対策を新設することにより、「特定都市河川対策を新設することにより、「特定都市河川対策をでは、既存の調整とでは、明水流出のでは、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京	 ●地下水の流れを阻害する地下構造物及び山留壁を設置する範囲は最小限とします。 ●掘削工事及び地下構造物の構築が完了してから一定の期間、地盤及び地下水の水位を観測します。 ●雨水浸透貯留槽等を新設し、必要な雨水流出抑制対策量を確保します。 ●雨水の浸透を確保するため、健全な植栽基盤の創出を図ります。

7.	7. 叩形・叩貫		
	評価の結果	環境保全のための措置	
工事の施行中	計画地の南側斜面が、「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」並びに「宅地造成工事規制区域」に該当しています。そのため、傾斜度30度未満の斜面を形成するともに、練積み造擁壁(斜面の崩壊を防ぐために、コンクリートを制がである場合と、背面に砂利等を裏込がって、体化し、を施工する計画です。した保育のと考えます。	 ●計画地内の斜面の造成にあたっては、「宅地防災マニュアル」の留意事項に従います。 ●降雨時には、作業の中止や斜面部のシート養生等の適切な措置を講じます。 ●擁壁及び斜面の施工中には、特に道路側に対して仮囲い等による落石防止措置を講じます。 	
工事の完了後	傾斜地及び擁壁の設計にあたっては、「宅地 防災マニュアル」における基準に則った計画 とします。また、擁壁を設けない斜面部は緑 化工等により風化・浸食等による不安定化を 抑制するとともに、のり面を流下する雨水等 の地表水は、のり面の途中に排水溝を設け、 速やかに排水する計画です。したがって、施 設の存在に伴う斜面等の安定性は確保される ものと考えます。	●のり面の傾斜は「宅地防災マニュアル」の基準(35度以下)よりも緩い傾斜(30度未満)とし、高さ5m毎に幅1.5mの小段(犬走り)を設けます。 ●のり面保護工として、擁壁を設けない斜面部は緑化工等により風化・浸食等による不安定化を抑制します。 ●のり面を流下する雨水等の地表水は、小段に排水溝を設けて、速やかに排水します。	

8.	生物・生態系	
	評価の結果	環境保全のための措置
工事の完了後	計画地は多摩丘陵に位置しています。計画地及び周辺における樹林地は、一年を通じて、高木から中木程度の樹木に覆われており、森林性の動植物の主な生息・生育環境として機能していると考えます。計画地内の緑被率は、植物群落の面積から算定した結果、約53%でした。本事業においては、地域の生物・生態系に与える影響を可能なかぎり低減するよう配慮します。	● 様に で、

【注目される種】





ショウリョウバッタモドキ

9. 日 影

事

の完了

後

評価の結果

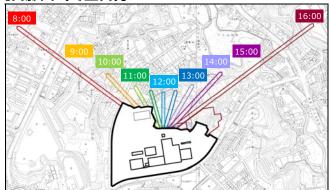
計画建築物(煙突を含む)による日影時間は、 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に 関する条例」に定める規制値を満足しています。

また、計画地北側の住宅地等においては、計画 地内北側の緑地部分は本事業では改変しないこと から、計画建築物の大部分が残留緑地の樹木の背 後となるため、日影の影響は小さいと考えます。

環境保全のための措置

- ●長時間日影の影響を及ぼす範囲を小さくするよう配慮した建物配置とします。
- ●計画建築物は既存の工場棟の高さ(約34m)よりも低く抑え、高さ約30mとします。

【日影図(冬至日)】



時刻別日影図



等時間日影図

10. 電波障害

工事

の完了後

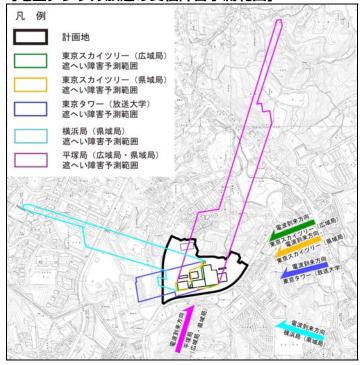
評価の結果

計画建築物により、地上デジタル放送の東京タワー(放送大学)、横浜局(県域局)及び平塚局(広域局・県域局)の遮へい障害、衛星放送の遮へい障害が計画地周辺の一部の地域において生じると考えられますが、計画建築物による受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施し、影響を解消します。

環境保全のための措置

- ●工事の進捗によりテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施します。
- ●テレビ電波の受信障害に関する住民から の問い合せに対して、相談受付の窓口を 設置し、迅速かつ適切な対応を行います。
- ●テレビ電波の受信障害が発生すると予測した地域以外において障害が発生した場合には、現地調査を行い、本事業に起因する障害であると判明した場合には適切な対策を実施します。

【地上デジタル放送の受信障害予測範囲】



11. 景 観

の完

評価の結果

工事の完了後には煙突等の位置は変わり、 計画地南東側の地点からは煙突等が現況より も大きく見えるようになりますが、煙突や壁 面等の計画建築物の外観は、隣接緑地と調和 するように自然にとけ込むデザインとし、法 面の緑化や植栽等を施す計画です。

計画建築物は現況よりも南側及び東側に配 置することとなりますが、計画地南側及び南東 側の地域の圧迫感を軽減するため、計画地南側 敷地境界から約 30mの壁面後退を行うととも に、既存の工場棟の高さ(約34m)よりも低い 高さ約30mとし、計画地内の敷地境界部には緑 を配置する計画です。

環境保全のための措置

- ●計画建築物は既存の工場棟の高さ(約34m) よりも低く抑え、高さ約30mとしました。
- ●計画建築物の外観は、隣接緑地と調和する ように自然にとけ込むデザインとすると ともに、住宅地の街並みに調和した陰影の ある繊細なデザインとします。
- ●計画建築物はできる限り敷地中央に寄 せて配置し、計画地南側敷地境界から約 30mの壁面後退を行います。
- ●計画地内の既存の樹林地を可能な限り 残し、一部伐採する部分の既存樹木につ いても移植を積極的に検討します。
- ●計画地内の敷地境界部や既存工場棟の 跡地部分を中心に、生物多様性に配慮し た緑を配置します。

【町田市立室内プール付近(計画地南東側)からの眺望の変化(フォトモンタージュ)】







【大賀藕絲館前(計画地南西側)からの眺望の変化(フォトモンタージュ)】



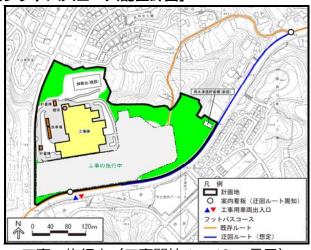




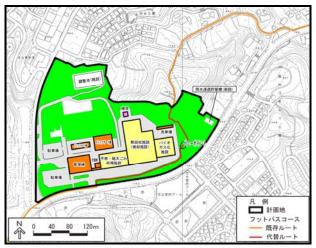
12. 自然との触れ合い活動の場

評価の結果 環境保全のための措置 ●工事の施行中(工事開始1~48ヶ月目まで) フットパスコースの一部が計画地内に含ま れています。代替ルートは新施設の工事に合 は案内看板の設置などにより、フットパス 事 わせて整備することから、工事の施行中の約 コースの迂回ルートの周知を行います。 ഗ 4 年間は計画地内のルートは利用できなくな 施 ります。 苗 工事後には、緑に親しみ眺望を楽しむこと ●計画地内のフットパスコースを改変する ができる現状と類似した機能を持つフットパ ため、計画地内の現状と類似した樹林地 工事の完了後 スコース及びビューポイントを整備する計画 内にフットパスコースの代替ルートを整 です。代替ルート等は今あるフットパスコー 備します。 スやビューポイントと同様に、緑に親しみ眺 ●計画地内の現状と同様に、高台の場所を 望を楽しむことができ、同様の機能を持つこ ビューポイントとして整備します。 とから、自然との触れ合い活動の場の持つ機 能の変化は少ないと考えます。

【フットパスコース配置計画】



工事の施行中(工事開始1~48ヶ月目)



工事の完了後

13. 廃棄物

評価の結果 建設廃棄物は分別の徹底、建設汚泥は減量 化・再資源化を行い、建設発生土は他事業によ る造成や建設現場での埋戻し等のほか工事間 利用を推進します。また、撤去した構造物(廃 棄物)は分別を徹底し、伐採樹木はチップ化等 を行うことにより、「東京都建設リサイクル推 進計画(平成 20 年 4 月)」に示される目標値を 踏まえて可能な限り再資源化等を図ることか ら、同計画の目標値を満足するものと考えま す。

熱回収施設 (焼却施設) の廃棄物 (主灰、 飛灰) は、原則としてエコセメント化施設に 搬出し再資源化します。また、不燃・粗大ご み処理施設で選別された鉄・アルミ・非鉄金 属等は回収して製品原料とし、積極的に再資 源化します。

環境保全のための措置

- ●建設廃棄物(撤去構造物を含む)の分別を 徹底します。
- ●建設汚泥は脱水等の減量化・再資源化を 行います。
- ●建設発生土は場外での他事業による造成 や建設現場での埋戻し等のほか、工事間利 用を推進します。
- ●伐採した樹木はチップ化等を行います。
- ●以上の措置等により、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される目標値を踏まえて可能な限り再資源化等を図ります。
- ●熱回収施設の稼働に伴い発生する主灰及び飛 灰は原則としてエコセメント化施設に搬出 し、エコセメント化による再資源化を行う計 画です。
- ●不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴い発生する鉄・アルミ・非鉄金属は選別後に 民間リサイクル業者へ搬出することで再 資源化を行う計画です。
- ●不燃・粗大ごみ処理施設で選別した後の 残渣やバイオガス化施設で発生する発酵 残渣については、熱回収施設のごみピットに搬送し、焼却処理することでサーマ ルリサイクルする計画です。

14. 温室効果ガス

評価の結果

施設の稼働(電気、都市ガスの使用及びごみの焼却)に伴う温室効果ガス排出量は約68,000tCO₂/年であり、その約89%はごみの焼却によるものと予測しています。

却によるものと予測しています。 本事業では、可燃ごみの処理に伴って発生する余熱及びバイオガス化施設で製造する可燃性ガスを利用した発電並びに余熱利用により、排出する温室効果ガス排出量の約24%(約16,000tCO₂/年)を削減するなど、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

環境保全のための措置

- ●可燃ごみの処理に伴って発生する余熱 及びバイオガス化施設で製造する可燃 性ガスを利用して発電した電気を工場 棟等で有効利用するほか、余剰電力は電 力会社に売電し、温室効果ガス排出量の 削減を図ります。
- ●ごみ焼却から生じる蒸気は、工場棟等内 の給湯・冷暖房装置で有効利用するほ か、敷地外既存公共施設(町田市立室内 プール等)に供給し、温室効果ガス排出 量の削減を図ります。
- ●工場棟等の屋上に太陽光発電設備を設置し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

工事の完了後

の完

ത

施

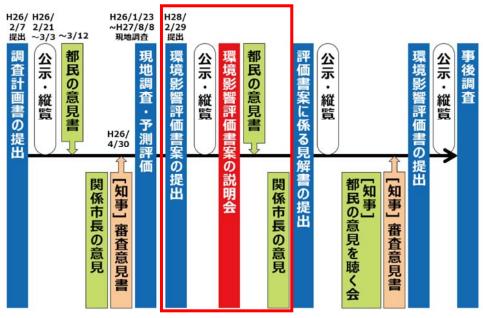
関係地域

「東京都環境影響評価条例」第 49 条の定めにより、環境影響評価書案に記載されている「環境に影響を及ぼすおそれがある地域」に基づいて、東京都が決定した地域です。

【関係地域】

市町村名	町 名
東京都町田市	下小山田町、図師町、山崎町、小野路町、上小山田町、常盤町、 小山田桜台一丁目、小山田桜台二丁目、矢部町、根岸町、根岸一丁目、根岸二丁目、 忠生一丁目、忠生二丁目、忠生三丁目、忠生四丁目、木曽西三丁目

環境影響評価の手続きの流れ



現在の手続き

環境影響評価案の縦覧・意見書の提出について

【環境影響評価書案の縦覧期間、縦覧場所及び閲覧場所】

公示日 平成28年3月15日(火)

縱覧期間 平成 28 年 3 月 15 日 (火) ~平成 28 年 4 月 13 日 (水)

(午前9時30分~午後4時30分/土曜日・日曜日・祝日を除く)

縱覧場所 東京都 環境局総務部環境政策課、多摩環境事務所管理課

町田市 環境資源部環境保全課

閲覧場所 町田市 総務部市政情報課、忠生市民センター、町田リサイクル文化センター

相模原市 環境経済局環境共生部環境政策課、中央区役所大野北まちづくりセンター

【環境影響評価書案の意見書の提出】

提出期間 平成 28 年 3 月 15 日 (火) ~平成 28 年 4 月 28 日 (木)

提出方法 下記事項を記載し、持参又は郵送(当日消印有効)により提出

1. 氏名及び住所 2. 対象事業の名称 3. 環境の保全の見地からの意見

提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎8階

東京都 環境局総務部環境政策課 (電話 03-5388-3406)

お問い合わせ先

町田市環境資源部循環型施設整備課(町田市森野二丁目2番22号)

電 話 042-724-4384 (9:00~17:00/土曜日・日曜日・祝日を除く)